

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告
下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第
245条第4項の規定により、公告します。

令和8年5月29日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和8年第17号
対象土地	東大阪市新庄四丁目483番1
	同所 483番2
手続番号	令和8年第18号
対象土地	東大阪市新庄四丁目483番1
	同所 488番先里道
手続番号	令和8年第19号
対象土地	東大阪市新庄四丁目485番
	同所 488番先里道
手続番号	令和8年第20号
対象土地	東大阪市新庄四丁目486番
	同所 488番先里道
手続番号	令和8年第21号
対象土地	東大阪市新庄四丁目487番
	同所 488番先里道
手続番号	令和8年第22号
対象土地	東大阪市新庄四丁目488番
	同所 488番先里道
手続番号	令和8年第23号
対象土地	東大阪市新庄四丁目488番
	同所 489番